

鹿 児 島 県 公 報

令和元年5月17日（金）第4号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 指定代理納付者の指定 (財政課取扱い) 1
- 指定希少野生動植物の指定 (※) (自然保護課取扱い) 1
- 保安林の指定予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (2件) (社会福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の指定 (3件) (社会福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 5
- 漁業の免許内容等の事前決定 (水産振興課取扱い) 5
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (2件) (水産振興課取扱い) 6
- 令和元年度自衛官の募集 (危機管理課取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談
支援の事業の廃止 (熊毛支庁取扱い) 7

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (2件) (建築課取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和元年5月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金（インターネットを利用して納付するかごしま応援寄附金に限る。）
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
国際ブランドマーク（VISA, MasterCard, JCB, ダイナース又は
American Expressに限る。）が付されたクレジットカード
- 4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

鹿児島県告示第26号

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年鹿児島県条例第11号）第9条第1項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物を指定し、令和元年6月6日から施行する。

令和元年5月17日

鹿児島県知事 三反園訓

分 類	種 名 (和名)	種 名 (学 名)	科 名
動 物	オキナワトカゲ	<i>Plestiodon marginatus</i>	トカゲ科
動 物	バーバートカゲ	<i>Plestiodon barbouri</i>	トカゲ科
植 物	トキシウ	<i>Pogonia japonica</i>	ラン科

鹿児島県告示第27号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和元年5月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
阿久根市西目字栢村5175番5, 5175番8, 5175番11
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第28号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年5月17日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	廃止年月日
ファイン調剤薬局	薩摩川内市原田町1番26号	平成28年9月30日
春田医院	霧島市牧園町宿窪田2072番地	平成30年8月31日
くるみ薬局	始良郡湧水町米永585-21	平成30年8月31日
有限会社中央調剤薬局	南さつま市加世田本町37-13	平成30年8月31日
有限会社しもずる薬局	出水市高尾野町下水流761番地3	平成30年8月31日
ひとみ薬局	鹿屋市寿四丁目14番13号	平成30年8月31日
つつじ薬局	鹿屋市串良町有里7番地3	平成30年8月31日
けいこ薬局	南九州市川辺町永田1207番地1	平成30年9月10日
クオール薬局霧島店	霧島市霧島田口2115-16	平成30年9月30日
立志病院	薩摩郡さつま町湯田1502-10	平成30年9月30日
みどり歯科医院	いちき串木野市緑町11番地	平成30年9月30日
東内科クリニック	薩摩郡さつま町船木178番地	平成30年10月1日
中郷の杜クリニック	薩摩川内市中郷四丁目249番地	平成30年10月31日
国分中央薬局	霧島市国分中央1-25-5	平成30年10月31日
みつば薬局	霧島市隼人町姫城三丁目174-1	平成30年10月31日
ますざき医院	薩摩郡さつま町求名2612番地1	平成30年11月9日

ぎんご薬局求名店	薩摩郡さつま町求名2609番地1	平成30年11月18日
鶴留医院	南九州市穎娃町牧之内1733番地1	平成30年11月25日
はらだ薬局大王店	薩摩川内市大王1番地6	平成30年11月30日
上村歯科医院	薩摩川内市東向田町21番地	平成30年12月28日
和田外科医院	いちき串木野市別府3271番地	平成30年12月31日
吹上調剤薬局	日置市吹上町永吉14243-3	平成30年12月31日
有限会社原口中央薬局始良店	始良市西餅田3554-11	平成30年12月31日
上村歯科医院	肝属郡肝付町南方198	平成31年1月6日
あさみ調剤薬局小みかん薬局店	垂水市南松原町10番地	平成31年1月31日
はらだ薬局中郷店	薩摩川内市中郷一丁目12番21号	平成31年1月31日
川島クリニック	始良市加治木町本町353番地	平成31年2月8日
猪俣医院	霧島市横川町中ノ261	平成31年2月22日
いちご薬局	垂水市田神字下福町3479番地3	平成31年2月28日
山川病院	指宿市山川小川1571	平成31年2月28日
まこと薬局	日置市伊集院町郡二丁目74番地	平成31年3月24日
さこだ歯科医院	鹿屋市吾平町麓3333番地	平成31年3月30日
クオラクリニックせんだい	薩摩川内市宮崎町3000番地	平成31年3月31日
東本町調剤薬局	南さつま市加世田東本町12番10	平成31年3月31日
安楽歯科	鹿屋市寿五丁目17番40号	平成31年3月31日
隈本皮膚科	鹿屋市寿八丁目16-48	平成31年3月31日
近藤歯科医院	鹿屋市西原4-7-21	平成31年3月31日
薩摩川内市湯田診療所	薩摩川内市湯田町4313番地	平成31年3月31日
薩摩川内市高江診療所	薩摩川内市高江町1735番地1	平成31年3月31日
薩摩川内市寄田診療所	薩摩川内市寄田町139番地	平成31年3月31日
薩摩川内市久見崎診療所	薩摩川内市久見崎町191番地1	平成31年3月31日
薩摩川内市西方診療所	薩摩川内市西方町3346番地1	平成31年3月31日
かわひら歯科クリニック	霧島市隼人町姫城1089-1	平成31年3月31日
もちはら歯科医院	霧島市隼人町内1530番地1	平成31年3月31日

鹿児島県告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年年5月17日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
木村晋一郎	こくぶ整骨院 霧島市国分中央五丁目18番29-1	平成30年 10月5日	柔道整復

鹿児島県告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和元年5月17日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指定年月日
いちご薬局	垂水市田神字下福町3479番地3	平成31年3月1日

きずな歯科	出水市黄金町417番地	平成31年3月1日
東本町調剤薬局	南さつま市加世田東本町12番10	平成31年4月1日
大海宮崎クリニック	薩摩川内市宮崎町3000番地	平成31年4月1日

鹿児島県告示第31号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和元年5月17日

鹿児島県知事 三反園訓

事業者		事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社遠友舎	霧島市隼人町松永3277番地13	訪問看護ステーション「支え」	霧島市隼人町松永3277番地13	平成31年2月1日

鹿児島県告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

令和元年5月17日

鹿児島県知事 三反園訓

事業者		事業所		指定年月日	サービスの種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
医療法人くすのき会	薩摩川内市中郷一丁目8番16号	新門リハビリテーションクリニック	薩摩川内市中郷一丁目7番6号	平成30年12月1日	通所リハビリテーション，介護予防通所リハビリテーション
医療法人聖愛会	いちき串木野市春日町116	春田内科整形外科	いちき串木野市京町57番地1	平成31年1月1日	通所リハビリテーション，介護予防通所リハビリテーション
社会医療法人恒心会	鹿屋市笠之原町27番22号	小規模多機能ホームサポートセンターおぐら24	鹿屋市笠之原町29番39号	平成31年1月1日	小規模多機能型居宅介護，介護予防小規模多機能型居宅介護
有限会社二矢メディカル	鹿屋市今坂町12572番地11	フタヤ薬局国分店	霧島市国分福島三丁目40番15	平成31年3月1日	居宅療養管理指導，介護

					予防居宅療養管理指導
--	--	--	--	--	------------

鹿児島県告示第33号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和元年5月17日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
市民調剤薬局	阿久根市塩鶴町二丁目124-2	令和元年5月31日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第34号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

令和元年5月17日

鹿児島県知事 三反園訓

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場番号，漁業種類，漁業の名称，漁業の時期，漁場の位置及び漁場の区域別表のとおり

(2) 免許の有効期間

免許の日から令和5年8月31日まで

2 制限又は条件

別表のとおり

3 免許予定日

令和元年8月1日

4 免許申請期間

令和元年6月17日から同年7月1日まで

5 地元地区

別表のとおり

別表

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件		地元地区
						漁具標識	いけす（8メートル×8メートル）の数の最高限度	
鹿特区魚第105号	第1種区画漁業	魚類（くろまぐろを除く。）小割式養殖業	1月1日から12月31日	肝属郡錦江町馬場弓場下地先	点ア，点イ，点ウ，点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯31度15分36秒，東経130度45分56秒の点 点イ 北緯31度15分39秒，東経130度45分22秒の点 点ウ 北緯31度15分03秒，東経130度45分18秒の点 点エ 北緯31度15分00秒，東	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設けなければならぬ	51台	肝属郡錦江町の旧大根占町の地区

鹿児島県告示第35号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和元年5月17日から同月31日まで牛根漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和元年5月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名
垂水市牛根麓606番地 村下賢太
垂水市牛根境1126番地 濱田春雄
垂水市牛根麓1306番地 森山増美
- 2 加入区
牛根加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
牛根漁業協同組合

鹿児島県告示第36号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和元年5月17日から同月31日まで三島村漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和元年5月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名
鹿児島郡三島村大字硫黄島25番地 長濱義人
鹿児島郡三島村大字硫黄島89番地 安永瞳
鹿児島郡三島村大字黒島777番地 山田和広
- 2 加入区
三島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
三島村漁業協同組合

鹿児島県告示第37号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和元年度第2次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和元年5月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 募集種目
 - (1) 男子
自衛官候補生
 - (2) 女子
自衛官候補生
- 2 募集期間
 - (1) 男子
令和元年5月24日から同年6月17日まで
 - (2) 女子

令和元年5月24日から同年6月17日まで

- 3 試験期日
令和元年6月30日
- 4 応募年齢
令和元年11月30日において18歳以上33歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎（国）及び委託病院
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎（国）及び委託病院

- 6 応募手続
 応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。
 なお、志願票は、各市町村において交付する。

熊毛支庁告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和元年5月17日

熊毛支庁長 谷口浩一

事業所		指定一般相談支援事業者			廃止年月日	地域相談支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援センターこすも	西之表市安城3680番地350	特定非営利活動法人こすも	西之表市安城3680番地350	松岡 勝廣	平成31年4月30日	地域移行支援・地域定着支援

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年5月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
枕崎市仁田浦町173番1，195番，196番，197番，198番，199番1，200番，173番1地先水路の一部及び196番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
枕崎市桜木町192番地
枕崎バイオマスエナジー合同会社
代表社員 日本コムシス株式会社 職務執行者 筒井浩

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年5月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
霧島市国分下井字田中前632番3，632番4，633番1，633番2及び633番4
- 2 公共施設の種類，位置及び区域
道路 霧島市国分下井字田中前632番3の一部，633番1の一部，633番2の一部及び633番4の一部
公園 霧島市国分下井字田中前632番3の一部及び632番4の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
霧島市国分敷根151番地
株式会社霧島地所
代表取締役 鎌田安典